

キャリアアップ助成金が使いやすくなりました！

～ 令和3年12月21日以降 変更点の概要～

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度**です。

※ このリーフレットの内容は、原則令和3年12月21日以降に取り組みを実施した場合に適用します。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用（転換等）した場合に助成

現行制度の概要

■ 支給額(1人当たり)(中小企業の場合)

- ① 有期 → 正規： **57万円**
- ② 有期 → 無期、③ 無期 → 正規： **28万5,000円**

■ 加算措置(1人当たり)(中小企業の場合)

(1)派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合	28万5,000円
(2)母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合	① 95,000円 ②③ 47,500円
(3)勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり）	95,000円

加算措置の新設

人材開発支援助成金（※1）の**特定の訓練修了後に正社員化した場合は助成額を加算**します。（他の加算措置と併給可）

■ 加算措置(1人当たり)(中小企業も大企業も同額)

- ①**有期→正規：95,000円** ②**無期→正規：47,500円**

- 特定訓練コース（※2）のうち：IT技術の知識・技能を習得するための訓練（ITSSレベル2～4）
- 特別育成訓練コースのうち：一般職業訓練または有期実習型訓練

※1 令和3年12月21日以降、人材開発支援助成金も改正しています。

詳しくはこちら：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

※2 特定訓練コースは有期雇用労働者を対象としていないため、「②無期→正規」のみ対象となります。



時限措置の延長

令和3年度限りとしていた紹介予定派遣労働者の要件緩和措置を**延長**します。
また、対象となる労働者を「コロナの影響による離職者」に限定していましたが、これを**求職者全体に拡大**します。

対象労働者が**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就労経験のない職業**に就くことを希望する者の場合は、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所に**正社員として直接雇用**された場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が**2か月以上～6か月未満でも支給対象**（通常6か月以上）となります。

2.賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成

一部拡充

増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の場合でも、一部（雇用形態別・職種別等）の非正規雇用労働者の場合でも、賃金増額を行った**労働者1人当たりの助成額を同額**とします。**労働者単位で助成することで、現行よりも助成額が高くなる**場合があります。

改正前

改正後

■支給額(2%以上増額改定)(中小企業の場合)

対象労働者数	全ての非正規雇用労働者	一部の非正規雇用労働者
1～3人	1事業所当たり 95,000円	1事業所当たり 47,500円
4～6人	1事業所当たり 19万円	1事業所当たり 95,000円
7～10人	1事業所当たり 28万5,000円	1事業所当たり 14万2,500円
11～100人	1人当たり 28,500円	1人当たり 14,250円

助成額増加

対象労働者数	非正規雇用労働者
1～5人	1人当たり 32,000円
6～100人	1人当たり 28,500円

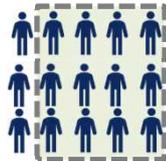
■加算措置(1人当たり)(中小企業のみ)

	全ての非正規雇用労働者	一部の非正規雇用労働者
3%以上増額加算	14,250円	7,600円
5%以上増額加算	23,750円	12,350円

助成額増加

	非正規雇用労働者
3%以上増額加算	14,250円
5%以上増額加算	23,750円

例： 中小企業の非正規雇用労働者のうち 12人の賃金を3%以上増額した場合



改正前

助成額： 262,200 円
(14,250円 + 7,600円) × 12人
3%以上増額加算

助成額増加

改正後

助成額： 513,000 円
(28,500円 + 14,250円) × 12人
3%以上増額加算



留意事項

- 改正後の制度は**令和3年8月19日以降**の賃金規定等の増額改定に適用します。
- ただし、令和3年8月19日から令和3年12月20日までの間に賃金規定等を増額改定した場合は、改正前の制度による申請も可能です。（その場合、申請様式は改正前の様式を使用してください。）

■事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。なお、「賃金規定等改定コース」については、令和3年8月19日から地域別最低賃金※の発効日の前日の間に賃金規定等の増額改定を行った場合に限り、キャリアアップ計画の提出を**支給申請日まで**受け付けます。

※ 申請事業所が所在する都道府県における改定された地域別最低賃金

■大企業の場合、生産性要件を満たしている場合の助成額は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

